

番 号 : 19a00248

国 名 : タジキスタン国

担 当 : タジキスタン事務所

件 名 : ビジネスインキュベータ整備プロジェクト詳細計画策定調査 (中小企業振興)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 中小企業振興

(2) 格付 : 3号

(3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2019年8月中旬から2019年9月中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 0.80M/M、合計 1.10M/M

(3) 業務日数 :	国内準備期間	現地業務期間	整理期間
	3日	24日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 2019年7月17日 (12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は

郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))

) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年7月30日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務実施予定者の経験能力等

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ①類似業務の経験           | 40点 |
| ②対象国または同類似地域での業務経験 | 8点  |
| ③語学力               | 16点 |
| ④その他学位、資格等         | 16点 |

類似業務	中小企業振興・経営にかかる各種業務
対象国／類似地域	タジキスタン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タジキスタン共和国（以下、「タジキスタン」という。）は、旧ソ連から独立後 1992 年から 1997 年まで内戦が続いたこともあり、経済発展も他の独立国と比しても遅れをとっていたが、2000 年以降は年平均 6-7%の経済成長を遂げてきた。しかしながら、主要産業は輸入ボーキサイトを製錬してのアルミニウムと綿花等、コモディティ要素が高く、またロシアを中心とした 100 万人ほどの出稼ぎ労働者からの海外送金が GDP の 30%を超えるなど、ロシアなどの経済状況等外部要因の影響を受けやすい脆弱な経済構造であり、新たな高付加価値輸出品の開発や産業多角化の実現による経済発展が課題となっている。タジキスタン政府は、2016 年に策定した国家開発戦略（NDS2016-2030）及び中期開発戦略（MtDS2016-2020）において、最重要課題のひとつとして民間セクター開発を挙げている。特に、国内の民間企業の 95%が中小・零細企業（66%を占めるデフカン農場を含む）であることから、零細企業を含めた中小企業の振興や、特に地方の若手による起業促進に力を入れている。

他方、ビジネス環境については、様々な課題が指摘されている。市中銀行の金利が高いこと（約 30%）や担保提供能力がないことによる資金調達の困難さ、各種規制（税制・事業免許取得制等）の恣意的な運用等に起因する予測性の欠如といった政策・制度に起因する課題に加え、企業・行政の双方が未だソ連時代の計画経済下の管理によるマインドセットを有し、ビジネス計画の策定・経営管理能力、マーケティング能力、品質管理能力や顧客思考能力等の向上、さらには金融リテラシーが不足していることが指摘されているが、行政側でもこれらの不足を補うような機関・サービスを提供する機能を有していない。

上記状況を受け、タジキスタン政府は 2018 年 12 月「ビジネスインキュベータ設立」にかかる政府令を出し、中小企業振興・起業家育成をマニフェストとして有している国家投

資・国有財産管理委員会（以下「国家投資委員会」という）による運営を決定し、同委員会の下部組織として「政府機関ビジネスインキュベータ」を設立した。それに先駆け、2018年、タジキスタン政府は、政府や自治体で運営するインキュベータ運営において経験を有する我が国に対して、インキュベータ設立、運営に係る技術協力を要請し、採択された。

本詳細計画策定調査は、同国の金融ならびに技術面を含む起業家・企業支援政策やプログラム、ビジネス環境改善に関する現状と課題、中小企業の実態やニーズ、国家投資委員会や関係諸機関の能力や役割分担、タジキスタン政府が目指しているビジネスインキュベータの概要や他のドナーが実施しているプロジェクトとの関係等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、タジキスタン国側とその内容について基本的合意を得ることを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として参団予定のタジキスタン事務所長、企画調査員（産業・民間セクター開発）等と協議・調整しつつ、中小企業振興/起業支援にかかる以下の分野の調査・分析を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2019年8月中旬）

- ① 要請背景・内容（要請書、関連報告書等）を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、現地調査の調査計画を立てる。
- ② 現地調査項目を整理し、現地調査における対処方針（案）及び本業務にかかるワークプラン（案）を作成する。
- ③ タジキスタン側関係機関ならびに他ドナー機関等に対する質問票（案）（英文）を作成し、タジキスタン事務所に提出する。質問票の送付、回答回収はタジキスタン事務所によって行う。
- ④ 調査団打ち合わせおよび対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 本調査の目的に照らし、その他必要な調査事項がある場合はプロポーザルで提案すること。

### （2）現地業務期間（2019年8月中旬～9月上旬）

- ① JICA タジキスタン事務所、タジキスタン側関係機関等との打ち合わせに参加する。
- ② JICAによるこれまでの調査結果ならびにタジキスタンでの中小企業振興/起業支援に対する支援策に係る状況の現状を整理し、レビューした上で JICA による協力

ニーズを分析する。想定される具体的な調査内容は下記のとおり。なお、本調査の目的に照らし、その他必要な調査項目がある場合は、プロポーザルで提案すること。

- ・ 中小企業振興／起業支援に関する現在の政策と関わる政府機関の所掌範囲
  - ・ タジキスタン国として目指している方向性（ターゲットグループ、セクター、地域などを含む）
  - ・ 政府・民間機関による支援プログラムの現状：プログラムの内容・数、利用状況、成功事例等
  - ・ 中小企業や起業家の現状：事業形態・規模、セクター、ジェンダー、課題等
  - ・ 他ドナー機関による現在ならびに予定されている支援プログラムと内容
- ③ 上記各項目における「政府機関ビジネスインキュベータ」の位置づけ、組織、業務内容、権限、人員（数・男女比・レベル等）、財政状況等を整理・分析し、協力ニーズを抽出する。
- ④ 上記を踏まえた JICA の協力の方向性（「政府機関ビジネスインキュベータ」への必要な支援、支援のアプローチや優先順位（地域、セクター、レベル等）、出口戦略等）を検討する。
- ⑤ プロジェクトの活動のための投入等を協議する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、Record of Discussions（以下「R/D」）の作成に協力する。
- ⑦ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトの担当分野を分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野にかかる現地調査結果を JICA タジキスタン事務所、タジキスタン国側関係機関等に報告する。
- ⑨ 日本とタジキスタン国間で署名する討議議事録（Minutes of Meeting：M/M）案の作成に協力する。
- （3）帰国後整理期間（2019 年 9 月中旬）
- ① 担当分野に関する収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ② 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトの担当分野についての評価を行い、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者による、全体のとりまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書（和文）

（担当分野に係る「詳細計画策定調査報告書（案）」（和文）を添付すること）。

※電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成にかかる留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上してください）。

航空経路は、日本⇒仁川（韓国）⇒タシケント（ウズベキスタン）⇒ドウシャンベ⇒アルマティ（カザフスタン）⇒仁川⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地調査期間は2019年8月13日～9月5日を予定しています。

なお、本調査は本業務従事者がJICAタジキスタン事務所長・企画調査員ならびに外部団員とともに現地調査を行うこととなる予定です。

#### ②現地での業務体制

本業務にかかる調査団構成は、以下の通りです。

ア) 総括（JICAタジキスタン事務所長）

イ) 調査企画/評価分析（JICAタジキスタン事務所企画調査員（産業・民間セクター開発））

ウ) 中小企業振興（本コンサルタント）

エ) 中小企業金融（JICA外部団員）

オ) 人材育成計画（JICA外部団員）

#### ③便宜供与内容

JICAタジキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり

- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上  
通訳（ロシア語 - 英語）の提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAによるアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ①以下の資料を JICA タジキスタン事務所 (tj\_oso\_rep@jica. go. jp) から配布とします。
  - ・ タジキスタン国中小企業振興にかかる基礎情報収集・確認調査 報告書
- ②本契約に関する以下の資料を JICA 調達部契約第二課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

### ①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

### ②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して

ください。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行う  
こととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA  
担当者に速やかに相談してください。

④適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用  
し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定していま  
す。

以上